

大阪市告示第581号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月24日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立鶴見区民センター	令和7年4月14日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年5月19日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年6月16日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年7月14日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年9月8日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年11月10日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和7年12月8日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和8年2月9日（月）
大阪市立鶴見区民センター	令和8年3月16日（月）

（鶴見区役所市民協働課）